

令和3年度 せとジュニアスポーツ団体応援補助金 応募要領

■補助金の概要

《競技力向上事業》	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・団体所属の小中学生の競技力向上に資すると認められる事業（以下、参考） 例 既存指導者の資質向上を目的とした講習会・研修会等への派遣 例 全国レベルのチームを誘致しての交流大会開催事業 例 チームの強化合宿等における宿泊費・施設使用料 例 競技力の向上に資すると認められる備品の購入（団体で管理する物） 例 子どもたちの移動を目的として取得する車両（乗車定員 11 人以上） 例 有名選手や指導者を呼んでの実技教室や講習会の開催 など <p>※ 備品及び消耗品等の購入の詳細は【別紙】をご覧ください。</p>
補助対象経費の上限額	500,000円
補助率	4/5
補助金の上限額	400,000円
申請期間	令和3年4月14日（水）～ 5月31日（月）
交付決定・交付の時期	7月上旬（予定）
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体1申請。ただし、複数事業を合算して申請することができます。 ・6月頃に審査会を開催し、予算の範囲内において交付団体及び交付額を決定します。

《上位大会派遣事業》	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・市以上の区域を代表して出場する上位大会への派遣に伴う交通費等（※レンタカー代、バス借り上げ代、ガソリン代、大会への登録料 など）
補助対象経費の上限額	125,000円
補助率	4/5
補助金の上限額	100,000円
申請期間	随 時（※最終締切日：令和4年3月14日（月）まで）
交付決定・交付の時期	随 時
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体で複数回申請できますが、同年度内に上記上限額を超えることはできません。

■補助対象団体

- 瀬戸市内に活動の拠点を置き、小中学生の指導と育成を目的に設立・運営されている団体で、次のすべてに該当する市民スポーツ団体です。
 - ・子どもたちの指導と育成を目的に設立・運営されている団体
 - ・瀬戸市内に活動の拠点を置く団体
 - ・小・中学生が10人以上所属している団体
 - ・市および他の公的団体から補助、助成等を受けていない団体
- ※法人や収益事業として活動している団体、部活などは対象になりません。

■補助の対象とならない経費など

- 次に掲げる経費は補助対象外とします。
 - ・経常的な経費（人件費など）
 - ・団体構成員や関係者への賃金・謝金
 - ・団体構成員や関係者の個人所有となる物品
 - ・飲食代
 - ・親睦目的のイベント（行事）関連経費（記念品、参加賞等）
 - ・その他、本制度の目的に資すると認められない経費など
- 補助対象となる経費から差し引くもの
 - ・補助対象事業の実施に伴う諸収入

■申請用紙の配布

- ・配布場所 市体育館
※市ホームページ「まちの情報」→「スポーツ」→「補助金」からもダウンロードできます。

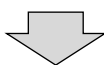
■申請先・方法

申請される団体は、指定の交付申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付して、申請期間内に市体育館まで持参してください。（午前9時～午後8時 ※ご相談は平日の午後5時15分まで）

■審査の方法

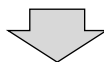
子どもたちの競技力向上を主眼に、有効性・発展性・継続性・実現性・合理性・補助の必要性などにより採点・審査し、それぞれの申請をA～Dの4段階で評価します。

≪ 評価率： A評価…100% B評価…75% C評価…50% D評価…0% ≫



交付申請額から、補助対象とならない経費を除いた額に評価率を乗じて審査額を決定します。

≪ 交付申請額（補助対象外経費を除く）× 評価率 = 審査額 ≫



審査額の合計が予算枠を超える場合は、均等に按分し、最終的な交付決定額を定めます。

■交付の決定

競技力向上事業は7月上旬に、上位大会派遣事業は随時、交付の決定を通知します。

■事業の実施

交付決定を受けた団体は、交付決定をうけた事業内容に従って事業を実施してください。また、交付決定された補助金は、他の用途への使用はできません。

■報告義務

事業完了（支払いなど事業に係る全てが終了した）後、30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、指定の実績報告書の提出が必要です。また、実績報告書と共に指定の請求書及び口座振込依頼書を提出してください。書類の提出から約2～3週間後にお支払いする予定です。最終的な補助金の額は、この実績報告書の審査後に確定します。（補助金の対象以外の内容で事業が行われていると認められたとき、事前にお伝えした交付決定額から減額されることがあります。）

■その他

- ・交付を受けて取得した財産がある場合は、当該取得財産の処分が制限されます。詳しくは、要綱第20条および別表3をご確認ください。
- ・交付決定のあった団体や事業については、その実績や得られた成果を報道、ホームページ等で公表する場合があります。

■問い合わせ先

瀬戸市地域振興部スポーツ課
〒489-0061 瀬戸市上本町1番地（瀬戸市体育館内）
電話：48-0589 FAX：48-0825